

学校生活（校則等）について

栃木県立小山城南高等学校 生徒指導部

1 学校生活

（１）日 課

7 時 限 授 業		6 時 限 授 業		短縮日課（４５分授業）	
朝 読	8:35～ 8:45	朝 読	8:35～ 8:45	朝 読	8:35～ 8:45
S H R	8:45～ 8:50	S H R	8:45～ 8:50	S H R	8:45～ 8:50
1 時限	8:55～ 9:45	1 時限	8:55～ 9:45	1 時限	8:55～ 9:40
2 時限	9:55～10:45	2 時限	9:55～10:45	2 時限	9:50～10:35
3 時限	10:55～11:45	3 時限	10:55～11:45	3 時限	10:45～11:30
4 時限	11:55～12:45	4 時限	11:55～12:45	4 時限	11:40～12:25
昼休み	12:45～13:30	昼休み	12:45～13:30	昼休み	12:25～13:10
清 掃	13:30～13:45	清 掃	13:30～13:45	清 掃	13:10～13:25
5 時限	13:45～14:35	5 時限	13:45～14:35	5 時限	13:25～14:10
6 時限	14:45～15:35	6 時限	14:45～15:35	6 時限	14:20～15:05
7 時限	15:45～16:35	S H R	15:40～15:45	7 時限	15:15～16:00
S H R	16:40～16:45			S H R	16:05～16:10

※ 7 時限は月曜（全学年）・木曜（1 学年）のみで、他の曜日は6 時限までです。
課外授業等の時間については、別途連絡します。

（２）欠席・遅刻・早退について

生徒はHRが始まる10分前に余裕をもって登校してください。欠席をするときは、午前8時～8時35分に保護者等が学校に電話連絡をしてください。また、欠席・遅刻・早退等の許可を事前に受けたいときは、担任に申し出てください。

（３）登下校時等について

不審者事案や交通事故等が心配されます。特に、道路・駅・電車内などの公共の場では、事件・事故に巻き込まれないようしっかりとした行動をし、用もなく商業施設等に立ち寄り帰宅が遅くなることのないようにしてください。遠距離通学生徒や部活動に参加する生徒は、帰宅が遅くなる場合がありますので、特に注意してください。

（４）服装・所持品等について

清潔で高校生らしく、城南生として品位を失わないよう、下記に注意して学校生活を送ってください。

【 冬服・夏服 】

	冬 服（ 正 装 ） 4/1～5/31・10/1～3/31	夏 服（ 略 装 ） 6/1～9/30
着 装	・ブレザー ・スラックス ・スカート ・長袖ワイシャツ・ブラウス	・サマースラックス ・サマースカート ・半袖ワイシャツ・ブラウス ※第2ボタン以下は必ず締める
ネクタイ リボン	・着用する ・緩めずにしっかり襟元まであげる	・着用しない
ワイシャツ ブラウス	・裾を中に入れる	・裾を外に出す
靴 下	・黒、紺、白の無地（ワンポイント可） ※式典(女子スカート着用時)は指定ソックスまたは黒タイツ （入学式は指定ソックス、卒業式は黒タイツ）	
防寒対策	・セーター（学校指定） ・ベスト（学校指定・希望購入） ・女子：黒タイツ(冬服時のみ) ・コートまたはウインドブレーカー等（華美でないもの） ※パーカー・ベンチコート不可	・セーター（学校指定） ・ベスト（学校指定・希望購入） ※防寒対策として冬服の長袖ワイシャツ・ブラウスを着用してもよいが、裾は必ず中に入れること

～補足～

- ・冬服、夏服間の移行期間は開始日前後2週間とする。
- ・式典、学校行事、進路関連行事等の服装は、別途学校（学年）の指示に従う。
- ・ワイシャツ・ブラウスの下には健康・防犯上の理由から下着・Tシャツ等を着用すること。
- ・冬服時の防寒対策についてはブレザーを最優先とし、それでも寒い場合はその上にコートやウインドブレーカー等を着用すること。

① 頭髪等

- ・清潔感のある髪型、身だしなみを心がけること。
- ・前髪は目にかからない程度とする。
- ・変形の髪型は不可。
- ・頭髪の加工（パーマ、脱色、染色、エクステンション等）は不可。
- ・ひげはきれいに剃る。
- ・化粧、アイプチ、アイブロー、ピアス(穴をあけること含む)、マニキュア、ペディキュア、カラーコンタクト、タトゥー、アクセサリ類は禁止とする。

② 通学カバン

特に指定はありません。ただし、大きさは教科書・ノート等が十分入り、高価・華美でないものにしてください。また、安全面を考慮して、ファスナー・ボタン等で口の閉まるものを使用してください。

③ 通学靴

革靴・運動靴等、特に指定はありません。履きやすく、高価・華美でないものにしてください。

④ スマートフォン（携帯電話）

学校敷地内での使用は禁止です。学校に持ってきた場合は電源を切って、担任に預けるか、鞆の奥にしまうようにしてください。また使用の必要がある場合は、担任に申し出てください。スマートウォッチの使用についても同様とします。

⑤ 携帯品、所持品

学習活動に必要な用具以外は持参しない。

（カードゲーム、音楽再生機器、携帯型ゲーム、高額の金銭等）

（５）アルバイトについて

家庭の諸事情によりアルバイトを希望する場合は、別に定める規定により許可（１年次夏休み以降）をすることになっていますので、担任に相談してください。

2 交通関係

（１）通学心得について

生徒は通学時、下記の事項を守り、交通安全に留意し、事故は絶対に起こさないように注意してください。万が一、交通事故等に遭ってしまった場合は、救急・警察への連絡等、必ず適切な対応をしてください。

【自転車通学】

- ① 「自転車＝車両」、自転車保険に必ず加入し、交通ルール（法規）を遵守する。
- ② 車籍登録をし、登録番号標・自転車用ステッカー（後日配布）を貼付する。
- ③ 「ながら運転（並進、携帯使用、イヤホン等）」は厳禁とする。
- ④ 雨天時は雨合羽を着用し、傘さし運転は絶対にしない。
- ⑤ 自分のクラスの駐輪場を使用し、必ず鍵をかける（ツーロック）。
- ⑥ 点検・整備を定期的実施する。
- ⑦ 安全上の理由から、ドロップハンドルの自転車は禁止とする。

自転車事故による頭部損傷を防止するために、ヘルメットの着用を勧めます。

【徒歩通学】

- ① 交通ルールを遵守し、「ながら通学（並進、携帯使用、イヤホン等）」は厳禁とする。

【保護者等送迎】

- ① 正門前の道路での乗降は事故、渋滞の原因となるため、絶対にしないでください。
- ② 送迎のための敷地内への車両の乗り入れは原則禁止しています。怪我、体調不良による送迎で、敷地内への乗り入れを希望する場合、事前に担任と連絡を取り、許可を得た上で徐行運転で乗り入れるようにしてください。
- ③ 正門南側の砂利駐車場（学校敷地外）は私有地につき、絶対に使用しないでください。

（２）自転車保険について（詳細は「栃木県自転車条例」で検索し確認してください）

令和４年７月より、自転車保険への加入が義務化されました。自転車保険には、個人賠償責任保険、団体保険（栃木県高等学校ＰＴＡ連合会が推奨している「高校生総合保障制度」等）、ＴＳマーク付帯保険などがあります。自転車利用者は、必ず自転車保険に加入してください。

（３）バイクの免許取得について

- ① 原動機付自転車の免許取得は、原則として禁止しています。ただし、交通不便の生徒でバイク通学規定により免許取得が認められる場合等があります。詳細は担任に申し出て確認してください。
- ② 自動二輪車の免許取得は、厳に禁止しています。

（４）自動車教習所通所（３年）について

受講開始時期、許可の手続き、注意事項等は担任に申し出て確認してください。

３ その他

令和４年度に学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、それまでの校則（服装・頭髪等）について見直しを行いました。また、令和５年度末に生徒会を通して生徒の意見を聴取し、変更・見直しを行いました。

【令和６（２０２４）年４月１５日 生徒指導部】